

別表十三(十一)
「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
・ ・ 法人名
・ ・ ()

別表十三(十一) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8			
	損金不算入額 (8) - (7)	9		繰入限度額 (12) - (14)	18
転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11	P73参照	翌年初の特別勘定の金額 (17) - (19)	20
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12			
	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21
	圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	22
圧縮限度額 (14)又は((14) - 1円)	15	期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23		
金圧縮限度超過額 (13) - (15)	16				

別表十三(十一)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転 廃業助成金等の交付を受けたことによ り帳簿価額を減額し、又は積立金とし て積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の 4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用す る第67条の4第2項」又は「第67条の 4第10項において準用する第67条の 4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特 別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の 4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。